

令和 9 年度いちき串木野市放課後児童健全育成事業 業務委託事業者公募要項

1. 目的

生福小学校区において唯一の放課後児童クラブである生福児童クラブは、いちき串木野市の委託を受け運営してきましたが、職員の高齢化等による新たな人材確保が難しく、運営維持が困難な状況であることから、同一校区における放課後児童の健全育成を保つため、児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項及び「いちき串木野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」(以下「設備運営基準条例」とする。)に基づく放課後児童健全育成事業を最適に運営できる事業者を選定することを目的とする。

2. 委託事業の概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 事業名 | いちき串木野市放課後児童健全育成事業 業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別添「いちき串木野市放課後児童健全育成事業 業務委託仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
業務期間終了以降も単年度ごとに継続契約を行う場合もある。 |

3. 応募要件

応募者は次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) いちき串木野市内に主たる事業所を置く法人、任意団体及びいちき串木野市内に居住している個人。なお、個人については事業開始までに法人格等を有すること。
- (2) 令和 8 年 3 月 31 日時点において 3 年以上放課後児童健全育成事業又は保育所、幼稚園、認定こども園若しくは放課後デイサービスの運営実績を有すること。
- (3) 放課後児童健全育成事業を実施するために必要な経営基盤及び社会的信望、熱意を有している者。かつ、事業を開始するまでに必要な備品や消耗品等を購入する資金を有しており、毎年度の運営費に関し、いちき串木野市から放課後児童健全育成事業委託料の交付を受けるまでに必要な資金調達が可能である者。
- (4) 放課後児童健全育成事業を実施するために必要な放課後児童支援員認定資格者を確保し、設備運営基準条例第 10 条第 2 項に規定する職員の配置基準を満たすことができる者。
- (5) 放課後児童健全育成事業を実施するために現在の実施施設（生野公民館）の使用又は、必要な物件を確保することができる者。
- (6) 国税、県税及び市税の滞納がないこと。
- (7) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされていない者であること。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者であること。

と。

(10) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(11) 次のア～イに該当する者でないこと。

(ア) 政治又は宗教を目的としている者

(イ) いちき串木野市暴力団排除条例(平成 25 年 3 月 29 日条例第 11 号)第 2 条に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者

4. 応募方法

(1) 提出書類

(ア) いちき串木野市放課後児童健全育成事業業務委託事業者応募申請書（様式第 1 号）

(イ) 事業者概要書（様式第 2 号）

【添付書類】

(イー①) 定款（法人の場合）

(イー②) 代表者及び施設長予定者の履歴書

(イー③) 国税、県税及び市税の滞納のない証明書（3 か月以内に発行のもの）

(イー④) 直近 3 か年の決算書及び財務諸表（法人の場合）

(イー⑤) 資産証明書及び通帳または預金残高証明書（個人の場合）

(ウ) 事業概要書（様式第 3 号）

【添付書類】

(ウー①) 事業実施予定場所の位置図及び平面図（配置と各部屋面積記載）

(ウー②) 施設の確保状況が分かる書類

※賃貸借契約書ほか、新たに整備する場合は整備内容がわかるもの、すでに所有する物件がある場合は土地・建物の登記全部事項証明書等、確実に確保ができることを証明するものを提出すること。

(ウー③) 整備予定場所の現況写真

(ウー④) 配置予定職員の「放課後児童支援員認定資格研修修了証」。資格研修を修了していない場合は、設備運営基準条例第 10 条第 3 項各号に該当する資格等に係る証明書

※同条例第 10 条第 3 号、第 9 号及び第 10 号に該当する場合は、一定の従事累計時間を満たす必要があるので、担当課まで問い合わせること。

※（ウー②、③）は生野公民館を使用する場合は提出不要。

(エ) 収支予算書（様式第 4 号）

【添付書類】

（別紙）いちき串木野市放課後児童健全育成事業費総括表

(オ) 事業計画書（様式第 5 号）

(カ) 放課後児童健全育成事業等運営実績（様式第 6 号）

【添付書類】

直近の収支決算書

※(イ)、(ウ)、(カ)の【添付書類】については、正本には原本を、副本には写しを提出すること。

(2)書類の提出

(ア)提出先：子どもみらい課子育て支援係（串木野庁舎1階）

(イ)提出期限：令和8年10月22日（木）16時30分

上記の期限を過ぎた後の追加書類の提出や計画変更（図面変更や保育体制の変更）はこちらから求めた場合を除き認めない。

(ウ)提出部数：提出書類（ア）から（カ）をA4版に統一し、表紙及び背表紙に見出しを付けたファイル等に綴ったものを10部（正本1部、副本9部）提出すること。

(エ)提出方法：持参又は郵送

郵送の場合は、上記提出期限内必着とする。

持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く開庁日のうち、9時から16時30分までの間に持参するものとする。

5. 質疑応答

公募要項等事業に関する質問がある場合は、質問書（様式第7号）に質問内容を記載のうえ提出すること。

(1)質問受付期間

令和8年9月2日（水）から9月16日（水）まで

(2)提出方法

質問書（様式第7号）を、下記のいずれかの方法によりいちき串木野市子どもみらい課子育て支援係へ送付すること。

F A X : 0996-32-3124

電子メールアドレス：kodomol@city.ichikikushikino.lg.jp

件名：いちき串木野市放課後児童健全育成事業業務委託事業者公募質問書

(3)質問の回答

いちき串木野市公式ホームページへ9月30日（水）17時までに掲載

6. 審査方法（選定方法）

応募申請書を受理したときは、以下の審査を行ったうえで適正に選定する。なお、事業者の評価選定にあたっては、いちき串木野市放課後児童健全育成事業業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し選定を行う。

(1)プレゼンテーション・ヒアリングによる審査

提出書類の内容及びヒアリングの内容について委員は採点表に基づき評価し、合計点が最も高い応募者を候補者とする。最高合計点が同点の応募者が2者以上ある場合は、選定委員会で協議し、候補者を選定する。ただし、合計点が満点の60%に満たない場合、その応募内容を不採択とする。

※1 プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分程度。参加人数は3名以内とし、施設長予定者等、委員の質疑に対応可能な者が出席すること。

※2 プレゼンテーションは、4.（1）提出書類（（オ）事業計画書（様式第5号）を主に使用）にて行うこと。ただし、提出書類の修正及び再提出等にあたる内容は認めない。

(2)応募申請書提出後、本公募を辞退する場合は、「辞退届」（様式第8号）に必要事項を記入し、令和8年10月28日（水）16時30分までに子どもみらい課子育て支援係に提出すること。

7. 評価基準

評価内容	審査項目	配点（合計 110 点）
事業実績、職員体制について	事業の運営実績 経験年数 確保人数 資格者数	16 点
小学校からの距離について	学校からの距離	4 点
運営に対する考え方	放課後児童クラブの運営方針 児童に対する育成支援の考え方	10 点
子どもの安全に関する考え方	児童の健康管理に関する取り組み 事故防止や安全対策に関する取り組み 防災対策及び災害時の対応と体制 不審者等の緊急時の対応と体制	20 点
発達支援を要する児童への受け入れに対する考え方	特別な配慮が必要な児童への支援方法	5 点
学校、保護者、地域及び関係機関との連携に対する考え方	地域や近隣施設との連携、協力に関する取り組みについて 保護者との関わり方について 学校や行政機関等との連携、協力について	15 点
放課後児童支援員等に関する考え方	職員の確保に関する考え方 人材の育成方法・研修体制	10 点
土曜日及び長期休業日等の児童の昼食対応について	保護者のニーズを踏まえた対応を計画しているか	5 点
年間事業計画表	児童の健全育成に配慮した行事計画	5 点
活動上の工夫	日々の活動を行う上での工夫	10 点
本市の質問に対し、応答が明確、明快であるか	質問に対し、応答が明確であるか	5 点
公募要項を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか	公募要項にある目的を理解し、事業の内容を的確に把握しているか	5 点

8. 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1)応募資格を満たしていない場合
- (2)提出書類に虚偽又は重大な不備があった場合
- (3)選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (4)プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5)その他法令違反があり、不適当と認められた場合

9. 留意事項

- (1)応募書類等の作成に要する経費は応募者負担とし、提出書類は返却しない。
- (2)選定に関する審査内容及び経過等については非公開とする。
- (3)検討すべき事項が生じた場合は、市と別途協議する。

10. スケジュール

下記の日程は予定であり、変更となる場合がある。

内容	日程
①公告・公募要項等の公表	令和8年9月2日（水）
②質問受付期間	令和8年9月2日（水）から9月16日（水）
③応募書類提出締切日	令和8年10月22日（木）16時30分まで
④プレゼンテーション・ヒアリングによる審査 （審査場所：串木野庁舎 防災センター 会議室1）	令和8年11月4日（水）13時30分
⑤設置運営候補者の決定通知 電話及び文書で通知いたします。	令和8年11月中
⑥事業開始届出 施設整備に係る補助金申請・決定 施設整備に係る補助金の支払い時期については、 協議の上、決定することとします。	令和9年3月初旬
⑦開所	令和9年4月1日
⑧運営に係る委託料申請・決定 ※運営に係る委託料交付申請については、令和9年度 予算の可決後に受付となります。	令和9年4月申請・決定

11. 問い合わせ先及び提出先

〒896-8601 鹿児島県いちき串木野市昭和通 133 番地 1
いちき串木野市子どもみらい課子育て支援係
電 話：0996-33-5618（直通） F A X：0996-32-3124
E-mail：kodomo1@city.ichikikushikino.lg.jp